

長崎県警察本部訓令第24号

長崎県警察の電話等の取扱いに関する訓令を次のように定める。

平成21年 8月31日

長崎県警察本部長 砂川 俊哉

長崎県警察の電話等の取扱いに関する訓令

長崎県警察の電話等の取扱いに関する訓令（平成17年長崎県警察本部訓令第30号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条 - 第3条）

第2章 管理体制（第4条 - 第7条）

第3章 交換取扱者（第8条・第9条）

第4章 使用（第10条 - 第15条）

第5章 雑則（第16条・第17条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、長崎県警察における警察電話（以下「警察電話」という。）並びに公用の加入電話、携帯電話、衛星電話及び船舶電話（以下「加入電話等」という。）による通信の正常かつ能率的な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

（準拠）

第2条 警察電話の運用については、警察通信規則（昭和30年国家公安委員会規則第7号）警察電話要則（平成14年警察庁訓令第13号。以下「要則」という。）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（用語の定義）

第3条 この訓令における用語の定義は、次に定めるとおりとする。

- (1) 通話 電話によって送受される通報をいう。
- (2) 交換取扱者 警察本部及び警察署において、電話交換装置を操作し、通話等の接続又は警察電話及び加入電話等（以下「電話等」という。）に関する案内を行う者をいう。
- (3) 国際通話 電話を使用し、国外の相手に対し行う通話をいう。
- (4) 通信統制 重大突発事件等が発生した場合に回線が塞がらないよう、1回線を確保し、常に通話できるように確保することをいう。
- (5) 自動接続 交換装置を通さず、直接電話等から局線に接続することをいう。

第2章 管理体制

（総括管理責任者）

第4条 電話等の総括管理責任者は、警務部長とする。

- 2 総括管理責任者は、電話機器等（電話機、ファックス等の有線機器をいう。）の設置・廃止等について、総合的に把握し、効果的な管理・運用に努めなければならない。
- 3 前項に規定する事務は、警務部装備施設課長（以下「装備施設課長」という。）が行う。

(管理責任者)

第5条 各所属の電話等の管理責任者は、所属長とする。

2 管理責任者は、当該所属における電話等について、全ての責任を負うものとする。

(取扱責任者)

第6条 管理責任者の事務を補助させるため、次に掲げるものを取扱責任者とする。

(1) 警察本部の所属においては、管理官、次席調査官、次席、副隊長又は副校長

(2) 警察署においては、副署長

(取扱担当者)

第7条 取扱責任者の事務を補助させるため、警察本部の庶務係長又は警察署の警務係長を取扱担当者とする。ただし、庶務係長の配置のない所属については、庶務担当者とする。

第3章 交換取扱者

(交換取扱者の事務)

第8条 交換取扱者は、次に掲げる事務を行う。

(1) 警察電話と警察電話以外の電話との間で行う通信の接続

(2) 第12条に規定する通信統制により発信規制を受けている警察電話から他の警察電話への通信接続

(3) 要則第9条第1項に規定されている、天災、事変その他非常の事態が発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は通信施設に重大な障害が生じ、若しくは生じるおそれがある場合に、重大な通信の疎通を確保するため、臨時に、警察電話による通信を制限し、又は拡張する等必要な措置を警察庁情報通信局長が講じた場合における必要な措置

(4) 警察電話番号その他警察電話の使用についての案内

(交換取扱者の留意事項)

第9条 交換取扱者は、職務の効果的な運用を図るため、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 交換取扱いを正確、迅速、公平かつ親切に行うこと。

(2) 適正な市民応接に心がけること。

(3) 交換取扱い上必要があるとき以外は、機器を聴話状態に操作しないこと。

(4) 通話中や故障等により指定された電話機器等に接続ができない場合において、当該電話機器等に代えて接続できる電話機器等があるときは、接続に努めること。

第4章 使用

(使用)

第10条 電話等による通信は、警察職員が警察の責務を遂行するため必要なものでなければならない。

2 警察職員は、電話等をその通信の正常かつ能率的な運営を妨げるような態様で使用してはならない。

(部外使用)

第11条 総括管理責任者は、要則第3条の規定に基づき、次に掲げる事項に該当する場合は、警察職員以外の者(以下「部外者」という。)に対し、警察電話を使用させること

ができる。

- (1) 国又は地方公共団体の職員であつて、警察と緊密な連絡を要する職にある者
- (2) 電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人の職員であつて、警察の責務の遂行に当たつて緊密な連絡を要する職にある者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、警察の責務の遂行に当たつて警察と緊急又は緊密な連絡を要する者

- 2 部外者に使用させる警察電話（以下「部外使用電話」という。）は、関連する職務を主管する管理責任者が、部外使用電話の設置を希望する部外者からの設置申請を受け、その使用内容を検討し、職務遂行上必要と認めた場合に限り、別記様式第1号の警察電話等設置（撤去）申請書（部外使用）により、装備施設課長を経由して総括管理責任者に申請し、その承認を受けなければならない。
- 3 管理責任者は、部外使用電話の撤去の必要が生じた場合は別記様式第1号の警察電話等設置（撤去）申請書（部外使用）により、移設の必要が生じた場合は別記様式第2号の警察電話等移設申請書（部外使用）により、装備施設課長を経由して総括管理責任者に申請し、その承認を受けなければならない。
- 4 管理責任者は、部外使用電話を新年度以降も継続して使用する必要があると認めた場合は、毎年4月15日までに、別記様式第3号の警察電話等更新申請書（部外使用）により、装備施設課長を経由して総括管理責任者に申請し、その承認を受けなければならない。
- 5 部外使用電話は、局線への自動接続は行わないものとする。ただし、危機管理等警察の責務遂行のため、総括管理責任者が特に必要と認める場合についてはこの限りでない。
（通信統制）

第12条 総括管理責任者は、電話等による通信の正常かつ能率的な運営を保つため、必要があると認めるときは、通信統制を行うことができる。

（秘密の保持）

第13条 通信の取扱いに従事する者若しくは従事した者又は関係のある者若しくは関係のあった者は、法令の定めるところにより通信の秘密を保持しなければならない。

（国際通話）

第14条 警察職員が職務遂行上、国際通話をする必要が生じた場合は、管理責任者の許可を受け、総括管理責任者の承認を受けた後に、通話しなければならない。ただし、職務遂行上、総括管理責任者の承認を受けるいとまのない場合は、事後速やかに総括管理責任者の承認を受けなければならない。

2 国際通話を行おうとする者は、次に掲げる事項を、警察本部の交換取扱者を通じて総括管理責任者に申請し、承認を受けなければならない。

- (1) 発信者の所属、氏名、職名及び電話番号
- (2) 着信先の国名及び電話番号
- (3) 国際通話を必要とする用件

3 前項の申請を受けた交換取扱者は、速やかに別記様式第4号の国際通話承認簿に記載し、総括管理責任者の承認を受け、接続手続きを行うものとする。

(コレクトコール)

第15条 交換取扱者は、犯罪捜査等特に必要と認められる特別な理由がない限り、コレクトコールの接続は取り扱わないものとする。

第5章 雑則

(電話機器等の設置等)

第16条 管理責任者は、電話機器等の新設、撤去、移転及び臨時設置の必要が生じた場合は、別記様式第5号の電話関係申請書により、装備施設課長を経由して総括管理責任者に申請し、その承認を受けなければならない。

(警察電話番号簿)

第17条 警察電話番号簿(以下「電話番号簿」という。)の管理は、取扱担当者が担当するものとする。

- 2 電話番号簿にシリアル番号が付されているものは、各ページごとにシリアル番号を付しておかなければならない。
- 3 電話番号簿は、所属における配付状況を明らかにしておくとともに、取扱者は、盗難、紛失等の事故防止を図るため、休日、夜間等電話番号簿を使用しない場合には、施錠可能な机等に保管しなければならない。

附 則

この訓令は、平成21年9月1日から施行する。